

## 令和7年度運営指導結果 サービス種別：同行援護

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
社会福祉法人安芸市社会福祉協議会	安芸市	ホームヘルパーステーションあき	R7.9.11	1 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施していないことが認められた。	改善中	
合同会社KR	土佐市	ヘルパーステーション笑わら	R7.3.25	1 同行援護サービス費を計上するためには、平成18年厚生労働省告示第543号第1の調査項目の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況を当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である利用者に対して、同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者が同行援護に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、所定単位数を算定できるものである。 これは、同行援護計画に位置付けされた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定するものであるが、同行援護計画の作成がない事例が確認された。	対応中	
				2 同行援護サービス費の算定について、省令第171条第35条の2に規定する基準（身体拘束適正化）を満たしていないにもかかわらず、定められた減算を行っていない不適切な事例が認められた。	対応中	
				3 同行援護サービス費の算定について、省令第171条第40条の2に規定する基準（虐待防止措置）を満たしていないにもかかわらず、定められた減算を行っていない不適切な事例が認められた。	対応中	
				4 同行援護サービス費の算定について、不適切な事例（新規に同行援護計画を作成していない利用者に対して、初回加算を算定）が認められた。	対応中	
株式会社ニチイ学館	四万十市	ニチイケアセンター四万十	R7.7.29	なし		